

住宅型有料老人ホーム さくらの家 和泉

運営規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社プラスディーが運営する住宅型有料老人ホーム「さくらの家 和泉」（以下「本施設」という）の運営に関する基本事項を定め、事業者が円滑かつ適正に事業を実施するとともに、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

第2条（運営の方針）

入居者が集団生活を送ることにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持をめざす。介護が必要な場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、外部の居宅サービス等を利用できるよう調整を行い、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

第3条（施設の名称と所在地）

施設名称：住宅型有料老人ホーム さくらの家 和泉

所在地：大阪府和泉市伯太町2丁目25-12

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

本施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長 1名

施設長は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に法令等の規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員 1名（施設長兼務）

生活相談員は、入居者またはその家族に対し、日常生活に関する相談に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 介護職員 3名

介護職員は、入居者の生活支援を行う。

第5条（入居定員及び居室数）

入居定員は 21 名、居室は 21 室（全室個室）とする。

第6条（利用料及びその他の費用）

- ・入居金：0 円 ・家賃：39,000～70,000 円
- ・管理費：20,000 円（月額）
- ・状況把握及び生活相談サービス費：10,000 円（月額）
- ・食費：朝 540 円、昼 540 円、夕 540 円（48,600 円～50,220 円／月）
- ・その他：介護保険サービス利用料、消耗品等は実費負担

第7条（利用料の支払方法）

(1) 事業者は、当月の室料および前月 1 日から末日までの管理費、食費その他の個人負担利用料の請求内訳を当月 15 日までに利用者または身元引受人に送付するものとする。利用者または身元引受人は、当月 28 日までに事業者へ支払うものとする。

(2) 月の途中で入居した場合は、入居日から末日までの室料および管理費を日割計算にて請求する。食費は利用した食数分、居室の電気代はメーターにより使用量を請求する。支払方法は原則として銀行引き落としとする。

(3) 入院、外泊等により長期不在となる場合は、管理費および室料のみを請求する。

(4) 退去月については、月の途中で退去した場合であっても室料の返金を行わないものとする。

第8条（食事）

入居者の食事は、施設内で調理したものを提供する。食品の調理、加工及び貯蔵は清潔で衛生的に行い、栄養、カロリー、嗜好等に留意する。

- (1) 食事は施設内で調理し、衛生管理に留意して提供する。
- (2) 食事時間：朝食 8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、夕食 17:30～18:30
- (3) 医師の指示がある場合は特別食を提供する。
- (4) 嚥下機能に応じた食事形態に対応する。
- (5) 欠食は5日前までに申し出る。

第9条（緊急時における対応）

入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡するとともに、医師または協力医療機関と連絡を取り、適切な対応を行う。

第10条（修繕）

入居者が施設を利用するために必要な修繕を行う。入居者の故意または過失により必要となった修繕費用は、入居者が負担するものとする。

第11条（入居手続き）

- (1) 入居に際しては、事前に重要事項説明書にて施設の説明を行い、同意を得た上で契約を行う。共同生活を送ることができない、室内での禁煙が守れない等、契約内容を守ることができないおそれがある場合は、十分な話し合いを行い、入居の可否を判断する。

(2) 居室の備品以外で個人的に使用するものは、準備・搬入・管理を入居者が行うものとする。

第 12 条（退去手続き）

契約書の定めにより契約が終了となった場合は、入居者及び身元引受人は速やかに居室を引き渡すものとする。処分品等の処理は入居者及び身元引受人が行う。事業者は速やかに精算し、請求書を入居者及び身元引受人に交付し、支払を求める。

第 13 条（運営懇談会）

入居者の意見・要望を管理運営に反映させるため、「さくらの家 和泉 運営懇談会」を設置する。運営懇談会は別表「運営懇談会細則」により運営する。

第 14 条（苦情処理）

入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。苦情窓口：施設長 松永 美紀

第 15 条（金銭管理）

入居者またはその代理人から金銭管理の依頼を受けた場合、認知症等により自らの金銭管理が困難な入居者を対象として、金銭管理規程に基づき金銭管理を行うものとする。

第 16 条（その他運営に関する重要事項）

従業者は資質向上のため、管理者が指示する研修会その他の学習会に積極的に参加しなければならない。従業者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及び家族の秘密を漏らしてはならず、退職後も同様とする。本規程に定めのない事項は、株式会社プラスディーと施設長の協議により定める。

附則

この規程は 2026 年 9 月 1 日より施行する。

住宅型有料老人ホーム さくらの家 和泉 運営懇談会細則

第1条（目的）

本細則は、運営規程第13条に基づき、施設の健全な運営と入居者の快適で心身ともに充実した生活を実現するため、必要な事項について意見交換を行う場として「さくらの家 和泉 運営懇談会」（以下「懇談会」という）を設置し、その運営方法を定める。

第2条（構成）

- 1 懇談会は、施設長、職員代表、入居者（全員または代表者）により構成する。
- 2 要介護状態の入居者については、身元引受人等も構成メンバーとする。
- 3 必要に応じ、第三者的立場の学識経験者、民生委員等を参加させることができる。

第3条（開催）

- 1 懇談会は、原則として年1回開催する。
- 2 施設長が必要と認めた場合、または入居者側からの要望がある場合は臨時開催する。
- 3 懇談会は施設長の名において開催し、進行は施設側が行う。

第4条（議題）

懇談会では、主に次の事項について協議する。

- 1 入居者の生活状況、入退去状況、サービス提供状況
- 2 家賃相当額、管理費、食費等の収支状況
- 3 各種費用の改定に関する事項
- 4 運営規程および細則の改定に関する事項
- 5 入居者の意向の確認および意見交換
- 6 職員数・配置体制等の説明
- 7 その他必要と認められる事項

第5条（通知方法）

- 1 懇談会の開催通知は、書面配布または館内掲示により行う。
- 2 通知には、開催日、議題、報告事項等を記載する。

第6条（議事録）

- 1 懇談会の議事録を作成し、館内で閲覧できるようにする。
- 2 議事録は入居者および身元引受人に配布する。
- 3 議事録は2年間保管する。

附則 本細則は2026年9月1日より施行する。